

## 令和7年度 第2回鶴岡市中央公民館運営審議会 会議概要

日 時：令和8年3月17日（火） 午後2時00分～3時25分

場 所：鶴岡市中央公民館 第1会議室

出席者：【委員】出席委員8名：梅津芳春委員、佐藤泰彦委員、前森淳子委員、  
門松秀樹委員、高山千代子委員、難波みち子委員、  
渡部巖委員、阿部麻知子委員

欠席委員4名：伊藤健治委員、門脇里香委員、土岐純一委員、  
佐藤信弘委員

【事務局】説明員6名：鶴岡市中央公民館館長、主査、公民館専門員、専門員

公開・非公開：公開

傍聴者：なし

1. 開 会 （事務局）
2. あいさつ （鶴岡市中央公民館館長）
3. 報 告

議長は同規則3条の4に基づき、委員長が行った。

- (1) 令和7年度主要事業の概要と成果・課題について
- (2) 令和8年度主要事業の計画について
- (3) 中央公民館、女性センターの使用料の改定について

事務局より（1）と（2）を一括し説明後、質疑応答を挟み（3）を説明した。

### 【(1) (2) 質疑・意見等】

委員①： 空調設備改修事業による中央公民館の休館はいつからいつまでなのか。

事務局： 事業スケジュールとしては令和8年度と9年度の2か年事業となる。令和8年度は契約と新規空調の製造に費やされ、令和9年度に現場工事に入る。現場工事以降は休館となり、実際の休館は令和9年4月から12月までの9か月間を計画している。

委員②： 空調設備を直すのであれば、市民ホールの客席ステージ近くの両側花道付近が寒いと感じるため、直していただければありがたい。

委員③： 令和9年度は使えないとのことだが、現在中央公民館を利用している団体の代替施設等どのように考えているのか。早い団体だとすでに令和8年度事業が始まっているところもある。令和8年度中にも次年度の事業をどうするのかを議論するため、早めの周知が必要と思われる。

事務局： この事業を計画したとき代替施設のことを考えていて、コミセンを統括するコミュニティ推進課、地域庁舎の総務企画課と打ち合わせをしている。できる限り代替として施設を使わせてもらえないか協議中である。

また、4月上旬から中旬頃に所属サークルに一度説明会を行う予定であり、情報提供に十分努めていきたい。

委員④： 令和 8 年度の中央公民館文化祭は 10 月上旬に計画されているのか。

事務局： ステージ発表が 10 月 4 日（日）、中央公民館の展示部門が 10 月 2 日から 4 日、女性センターの展示部門が 10 月 3 日と 4 日の土日で予定している。

女性センターでは 9 月下旬予定で協議していたが、変更についてのちほど会議で報告する。

委員⑤： 空調設備を重油でボイラーを沸かす方式から電気へ変更するとのことだが、運用コストの点では従来とどう変わるのか。使用料の改定もあるようだが、従来のボイラーより電気での運用がコスト高になると思うが、そのコスト負担を含め価格や使用料の改定に関連があるかを伺いたい。

事務局： 詳細な計算まではしていないが、重油の値段と更新後の電気料の値段を比較すれば電気料の方が多くなると思われる。現在の空調設備はこの施設に対し十分な能力がないため、年間を通して廊下やロビーなどは空調を入れられず、クーリングシェルターにも対応できていない状況にある。今後新しいものとなれば対応できるようになることから確実に電気料が多くなる。

使用料の改定については、令和 2 年度と令和 6 年度の費用を比較し、増加した分を転化させていることから、空調設備改修後の負担については含まれていない。

### 【(3) 質疑・意見等】

委員④： 女性センターや中央公民館の登録サークルは使用料が適用されているが、改定後も引き続き適用されるということによいか。場合によっては今までよりも安く使えるような感じがする。

事務局： 減額や免除は変更がないため、登録サークルは引き続き減額が適用される。現在は同じ 2 時間使う場合でも午前と夜間の区分では倍ほど使用料が違っていたが、改定後は時間帯に関わらず 1 時間あたりの使用料が一律となるので、特に夜間使用しているサークルは使用料がずいぶん変わってくると想定される。

委員⑥： 一番は少人数でステージ発表など市民ホールを利用している団体が使いづらくなるか心配している。受益者負担として使用料を払うのは当然のことだが、たとえば平日ホールを利用した場合、利用料を 8 割負担にするなど利用しやすくするにはできないだろうか。

事務局： 前日も委員から利用を促進ができないかの話をいただいた。営利目的の利用制限についての検討を行う予定だが、利用の促進として、割引率を上げるかどうかは別に、何かしら考えて行かなければいけないと思う。今後の委員審議会でも委員皆様のご意見をいただきたいと考えている。

委員⑦： 委員から提案いただいたように、利用を高めるという意味で色々な方策を皆様に検討しながら、より市民から喜んでいただける施設でいきたいと思う。いろんなところで意見交換をしながら探って行ければと考える。

委員③： 利用を予定していた時間が早まったり、あるいは少し伸びてしまったりなどした場合は事務的にはどうなるか。

事務局： 現状の三区区分だと午前区分が 9 時から 12 時までで、仮に 9 時から 10 時までの

利用でも 12 時まで利用した場合と使用料は変わらない。改定後は 1 時間単位となることから、9 時から 10 時までの使用申請が 30 分延びた場合、利用した分の支払いが発生するなど今より厳密になってくると考えられる。また、後ろに団体が入ってなければ延長ということもあるが、別団体の使用申請があった場合、延長が難しかったり、別の空いている部屋へ移動してもらったりする必要がでてくる。1 時間単位になるのは全市の為の変更のため、10 月 1 日に向け考えて行く必要がある。

委員⑧： 1 時間単位の方が使いやすいとは思いますが、問題は後ろに別団体の利用が予定されている場合どうするか、また片付けとか準備とかの時間をどうするのかだと思う。例えば 9 時から 11 時の利用予定の場合、10 時 50 分には片付けする、11 時まで次の予定団体は部屋に入らないなどルールをつくる必要があるのではないかと。

委員③： 実際利用する場合、部屋に入ってから出るまでの時間を起点として利用時間になるのか。利用時間より前には部屋に入ることができない、後片付けは何分までにしなければならないなどルールはどうなるのか。

事務局： 使用料の改定は令和 8 年 10 月 1 日から適用され、10 月からは準備や後片付けも含めた時間が申請時間となる。仮に 19 時からサークル活動するとして 18 時 30 分頃に部屋に入り準備をする場合、18 時 30 分または 18 時から申請すると他の団体と被らないようにできるが、利用団体で余裕を見ての申請になるかと思う。全市的な改定でもあることから、他と調整をしながら今後細かく調整をしていくことになる。

委員⑥： 利用する立場としては、利用申請時間内で収まらず延長となる場合の判断基準や使用料がどうなるかを示してほしい。サークルとしては時間の中で準備し終わるように動いていると思う。サークルに対しては使用時間を遵守し延長は認めないくらいでないと、有耶無耶な状態になってしまうと思われる。指導する立場としても、2 時間を 3 時間に延長すると中途半端な練習になってしまう。中央公民館側できっちりとした時間を決めてほしい。

事務局： 令和 8 年度総会等で説明に努めるが、適正利用ということで協力を求めて行くことになると思う。

#### 4. 協 議

- (1) 貸館使用受付の運用について
- (2) その他

#### 【質疑・意見等】

委員②： 公民館は営利団体は使えないが今までの通例だった。収益の向上として営利団体に対する使用を開放するかということだが、その線引きはとても難しい。利用が少ないときは使ってほしいが、芸術文化協会加入団体で混み合う場合は避けてほしいと思う。

委員①： 今まで許可していなかった株式会社などの企業で、新入社員の説明会など営利を完全に目的としないものであれば、収益の向上として利用を許可してもいいのではないかと。

委員③： 営利団体に許可にあたっては、中央公民館の方が苦勞する場面が多いと思う。市内バスやゴミ袋についても企業から名前を入れたいと問い合わせが来ていると聞く。また、文化会館や体育館でも様々行っていて、それが特定の利益に繋がる事業かどうかについては何とも言えないが、広く開放し地域住民のためになるのであればよいと言えるのではないかと。

委員⑧： これは良くてこれは駄目というような、大きく捉えた方法では判断できない。実際におきた際にこれはどうなのかと考えるしかないと思う。具体的な例としては、認可保育園の絵画の販売を行った事例がある。売上の一部が保育園の収益になるというものだったが、このような場合であれば、文化的な要素として検討の余地はあるのかと思う。

委員⑤： 個別具体的な事例でどう対処するかになると思う。どの団体が営利団体かを利益があるかで判断すると開放できない。一律の基準を設け判断するのが非常に難しい問題ということは、委員方々のおおりの思う。

個人的には販売促進を目的とする展示即売会や商談の会場となると、それがマルチ商法だった際に、中央公民館が会場だから怪しい団体ではないと利用され、トラブルとなる可能性もあるため、即売会や商談の会場としては、かなり厳しく制限をしなければならぬのではないかと。しかし、コンサートで利用するというのであれば、文化芸術活動として成り立つので個々の事例に沿ってと考える。

委員④： 具体的に個々の事例を通して判断していくしかないと思う。また、他施設で大丈夫かと思う場合もある。営利目的、政治目的、宗教目的の利用禁止という大きな前提があり、それを考えて進めて行けたらと思う。

委員⑥： 最終的によいと判断された中から利用団体を増やすしかないと思う。営利団体に開放するとして線引きをすると、決めたところで具合が悪いところが出てくる。営利団体を断っても問題がないくらいに、よいと判断された利用団体で頑張っ中央公民館を利用していけばいいと思う。行政とサークルが一緒になって仲間づくりをすすめて、来ている方々が楽しく仲間として公民館を運営できるようになることが大切で、今までどおりで頑張っ利用団体を増やすことを考えていけばいいと思う。

委員⑦： 中央公民館は市の施設であり、市民はこの施設で活動することに関してストレートに信用すると思う。営利団体でも社内研修であればいいと思うが、以前地域の公民館で、マルチ商法的な販売があったと聞いている。人の安心を逆手に取るという商売のやり方も世の中にはあり、そのようなことがない施設にして行かなければならない。利用団体に対しては十分な吟味が必要で、県外の団体は受け入れないなど一定の線引きがあってもよいが、従来の考え方を踏襲したかたちで考えるべきだと思う。

## 5. その他

なし

## 6. 閉 会